

静岡県が設立する公立大学法人に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

#### 静岡県条例第23号

静岡県が設立する公立大学法人に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例

静岡県が設立する公立大学法人に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる同法第19条の2第1項に規定する役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。